

令和2年9月28日

まちぐるみでキャッシュレス

～新たな生活様式への第一歩～

株式会社ジェイアール東日本企画（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：原口 宰）は、当社が執行団体となった経済産業省「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」の事務局として、令和2年9月28日から、公募を開始いたしました。

■事業目的

面的なキャッシュレス化に取り組む地域の商店街振興組合や観光協会等（以下、「地域団体と言います。」）が、一体となってキャッシュレス決済端末等を導入するための支援を行う事業を通じて、地域における面的なキャッシュレス決済の普及を推進し、感染症の蔓延しにくい環境や、地域における消費者間の基盤構築を実現する事を目的としています。

※民間事業者とコンソーシアムを形成して申請する事もできます。

【民間事業者とは】

・キャッシュレス決済事業者

※地域団体と包括加盟店契約等により、密接に連携して、キャッシュレス決済端末等を調達するもの。

■事業概要

地域における面的なキャッシュレス決済の普及を推進するため、以下の取り組みを支援します。

<補助内容>

(1) キャッシュレス決済端末や関連ソフトウェア等の導入に係る経費

（国が最大2/3を補助、地域団体が残りを負担。導入する店舗の負担はありません。）

(2) 地域団体の広報費（国が定額を補助※金額には上限があります。）

※国・事務局への補助金申請は、地域団体が行います。店舗の皆様は直接申請することができませんので、キャッシュレス決済の導入を検討される場合は、地域団体に御相談ください。

<補助上限・補助率>

補助上限：5,000万円

補助下限：100万円

補助率：2/3

<事業の特徴>

本事業においては、地域との密接な連携が図れている地域団体を、重点的に支援します。

■公募の概要

本事業では、公募期間にターム制を設けることとします。タームごとに期間・締切が異なりますので御注意ください。

第1ターム

申請期間 : 令和2年9月28日(月)～令和2年10月23日(金)17:00まで(必着)

第2ターム

申請期間 : 令和2年11月中を予定

■その他

事業の詳細については事業WEBサイト (<https://area-cashless.jp/>) をご覧ください。

■事業全体の流れ

